

**「昭島市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例」
の一部改正に伴う今後の対応について**

1 条例改正の概要

地域包括支援センターの人材確保が困難となっている状況を踏まえ、令和6年4月1日に介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの職員の配置基準が改められた。これに伴い、「昭島市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例」の一部を改正する条例案を令和7年昭島市議会第1回定例会に提出し現在議案が審議中である。(3月17日厚生文教委員会にて原案可決)

2 改正内容

地域包括支援センターに配置する3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）は、それぞれ常勤職員の配置が必須としているが、以下のとおり改正する。

- (1) 地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、地域包括支援センターに配置すべき職員の員数について、常勤換算方法により配置基準を満たすことができるように改正。
- (2) 地域包括支援センター運営協議会が効果的な運営に資すると認める場合は、複数の地域の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した人数をもとに、3職種の常勤職員の員数を配置し、配置基準を満たすことができるように改正。ただし、個々のセンターには3職種のうち2職種以上の常勤職員を配置する必要がある。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 今後の対応(案)

法改正の趣旨を踏まえ、令和7年4月より下記のとおり対応したい。

- ・地域包括支援センターに配置すべき職員の員数について、常勤換算方法により配置基準を満たすものとする。
- ・同一法人が運営する複数の地域の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した人数をもとに、3職種の常勤職員の員数を配置した場合、配置基準を満たすものとする。

(参考) 地域包括支援センター運営法人

センター名	運営法人
東部地域包括支援センター	医療法人社団 竹口病院
西部地域包括支援センター	社会福祉法人 同胞互助会
中部地域包括支援センター	社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会
南部地域包括支援センター	社会福祉法人 同胞互助会
北部地域包括支援センター	社会福祉法人 ファミリー